

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年4月1日作成)

法令名	学校教育法施行令
根拠条項	第16条
許認可等の種類	特別支援学校の指定の変更
法令の定め	第16条 都道府県の教育委員会は、第14条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第1項の通知をしなければならない。
審査基準	審査基準は設定していない。 ※特別支援学校の指定の変更は、対象児童生徒の障害の程度や居住状況、保護者の状況、受入学校の状況など、様々な観点から検討した上で決定するものであるため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難。
標準処理期間	標準処理期間は設定していない。 総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	北海道教育庁学校教育局特別支援教育課特別支援教育振興係 (電話番号：011-231-4111 (内線35-783))
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/shinsakijyun.htm)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法 令 名	学校教育法施行令
根 拠 条 項	第 1 6 条
許認可等の概要	特別支援学校の指定の変更
審査基準の設定 状況	<input type="checkbox"/> (1) 設 定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未 設定の理由	申請実績が稀で、また、個別事案の態様が様々のため、個々事実関係の認定に難 易差があり、標準処理期間の設定が困難である。
担 当 部 課	教育庁学校教育局特別支援教育課
担 当 者 名	特別支援教育振興係 (内線 : 3 5 - 7 8 2)